

岸和田市畜犬管理システム利用契約書（案）

1. 業 務 名	岸和田市畜犬管理システム利用
2. 業 務 場 所	岸和田市環境農林水産部環境保全課及び別途定める場所
3. 契 約 期 間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
4. 契 約 金 額	月額金 円 (内消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契 約 保 証 金	岸和田市財務規則第123条第2号の規定により免除

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、乙がオンプレミスとして提供する畜犬管理システム（以下「本システム」という。）の利用に関し、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（総則）

- 第1条 乙は、本システムのサービス提供に関し、本契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議により行うものとする。
- 3 本契約書の条項と仕様書に異なる定めがある場合は、仕様書の定めが優先するものとする。

（定義）

- 第2条 オンプレミスとは、クライアント端末にソフトウェア及びデータベースソフトウェアをインストールし、サーバーを構築せずクライアント端末のみでシステムを運用するシステム形態をいう。
- 2 本システムとは、畜犬管理業務（犬の登録、飼い主情報管理、狂犬病予防接種管理、マイクロチップ管理、統計・報告書作成等）を行うアプリケーション及びこれに付随する機能をいう。

（契約の目的）

- 第3条 本契約は、乙が甲に対し本システムを使用するライセンスと保守サービスを提供するための基本事項を定めることを目的とする。

（ライセンスの付与）

- 第4条 乙は甲に対し、別紙1「岸和田市畜犬管理システム利用仕様書」に定める本システムのライセンスを付与する。
- 2 ライセンスは本契約の有効期間中に限り有効とする。

（サービス内容）

- 第5条 乙は、本契約及び別紙1「岸和田市畜犬管理システム利用仕様書」に定める機能、性能、運用範囲に従い、本システムを提供する。
- 2 乙は、本契約及び別紙2「岸和田市畜犬管理システム保守業務仕様書」に定める保守業務を行うこと。

（契約期間）

- 第6条 本契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日とする。
- 2 更新の可否及び条件は、甲と乙で協議し決定する。

(代金の支払)

第7条 乙は、当月分請求書を甲に提出し、甲は当月分請求書を受理した日から30日以内に、当月分本システム利用料として支払う。

2 本システム利用料には、ソフトウェアライセンス及び保守運用支援費用を含む。

3 関連法令の改正により、消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率を適用するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た他の当事者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項に違反して、他の当事者に損害を与えたときは、その通常生ずべき直接損害を賠償しなければならないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、本契約に基づく委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、一部の場合において、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により甲に承認を求める場合は、再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を書面に記載して提出するとともに、再委託を受けた者に対しても乙の責任において本契約の契約条項及び仕様書を遵守させなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲又は乙が、本契約の全部又は一部を履行しない場合は、甲又は乙は、それぞれに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約満了後の取り扱い)

第11条 乙は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従い、データ消去作業を行うこと。甲が必要と判断した場合、データ消去証明書を提出するものとする。

2 前項に伴う費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙のいずれかが、本契約に関して自らの責任に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償し、賠償内容については甲乙誠意を持って協議するものとする。

(法令の遵守)

第13条 乙は、本契約の履行にあたり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）、岸和田市情報セキュリティポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規程、労働基準法等関連法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(誓約書の提出)

第15条 乙及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第16条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成

員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

- 2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- 3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 第4項の場合において、乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として乙に請求することができる。ただし100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（履行遅滞の場合における延滞金）

- 第17条 乙の責に帰すべき理由により、第5条に規定する契約開始日までに本システムの利用を開始することができない場合において、甲は乙から延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、契約金額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額とする。

（疑義の決定）

- 第18条 本契約に定めのない事項については、関係法令その他諸習慣に従うほか、疑義が生じたときは、その都度甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年4月1日

甲) 大阪府岸和田市岸城町7番1号
岸和田市
岸和田市長 佐野英利
(環境農林水産部環境保全課取扱い)

乙)

岸和田市畜犬管理システム利用仕様書
(契約後追記します)

岸和田市畜犬管理システム保守業務仕様書
(契約後追記します)